



かゆいところに手が届く、あなたのためのソフトを...

# セルズ通信

Vol.59 2015年9月

株式会社 セルズ



サポートセンター

FAX 0568(76)7432

MAIL info@cells.co.jp

◆ソフトのお問合せはこちらまでどうぞ

この度は弊社ソフトウェアのご購入・保守契約・資料のご請求をいただきまして誠にありがとうございます。セルズでは弊社製品をご愛用頂いている皆様からのご意見・ご要望を貴重な情報として集約し、よりよいソフトウェアへの向上とサービス拡充を目指してまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

マイナンバーの通知カードが国民一人ひとりに届くのももう間もなくです。実質的な制度開始はこの秋！

## 「台帳」でマイナンバー対策を進めませんか？



8月の台帳V8.49.05バージョンアップにより、マイナンバー関連様式を搭載しました。11月以降、台帳保守契約ユーザー様にマイナンバー対応版台帳をプレリリース予定☆

マイナンバー

作成したい書類名をダブルクリックしてください

<p><b>社内規定(マイナンバー関連)</b></p> <p><b>非業務用一覧</b> ガイドラインに基づき、「取扱い事項の範囲」、「特定個人情報等の範囲」、「事務取扱担当」を明確化するための一覧を作成します。「ファイル出力」で印刷用・送信用、閲覧用・事務担当一覧を見る「入社」、「退社」等のカテゴリ別に社が事務所に用意しているリストが確認できます。</p> <p><b>基本方針</b> ガイドラインに基づき、特定個人情報等の適正な取扱いに確保のための取扱規程を作成します。非中小規模事業者、委託事務所用です。</p> <p><b>取扱規程</b> ガイドラインに基づき、特定個人情報等の適正な取扱いに確保のための取扱規程を作成します。非中小規模事業者、委託事務所用です。</p> <p><b>取扱規程(中小規模事業者用)</b> ガイドラインに基づき、特定個人情報等の適正な取扱いに確保のための取扱規程を作成します。中小企業については、一部の安全管理措置が緩和されます。</p>	<p><b>従業員向け</b></p> <p><b>従業員へのお知らせ</b> マイナンバー制度開始に向けて、従業員へのお知らせ事項を作成します。</p> <p><b>マイナンバー提出のおお願い</b> マイナンバーの利用目的を通知して、会社が従業員からマイナンバーを収集するための事項を作成します。</p> <p><b>誓約書</b> 秘匿保持に関する誓約書を作成します。</p> <p><b>遠隔時誓約書</b> 遠隔後の秘匿保持に関する誓約書を作成します。</p> <p><b>委任状</b> 3号届出時特の配置者本人確認の委任状を作成します。委任状は「事業所ファイル」に「03-001」委任状フォルダも作成できます。</p>
---	--

ソフトの導入をご検討中の方は「台帳導入相談会」や「ソフトデモ」がおすすめ!!セルズオフィシャルホームページよりお早めにお申し込みください。

セルズ

検索

## 〈サポートセンターワンポイントアドバイス〉

セルズソフト体験デモのご案内



業務ソフトは決して安価なものではありません。導入を検討する際には、実際の操作性や機能性を確認しておきたいところではないでしょうか。弊社ではインターネット回線を利用した遠隔操作で実際のソフトを体験できます。

リモートコントロール(遠隔操作)の際には、セルズサポートスタッフと電話でも繋ぎ、マンツーマンでソフトの操作方法をご説明します。セルズの展示会にご来場頂くのと同じ感覚で、ソフト概要を把握することができます。

※セルズソフト体験デモは「台帳」を持っていない方を対象としております。すでに「台帳」をお持ちのユーザー様の申し込みはお受け致しかねますので、よろしくお願い申し上げます。

費用 : 無償

所要時間 : 30分~1時間程度

対象ソフト: 「台帳」 「Cells給与」

〈お問い合わせ窓口〉

Mail : info@cells.co.jp TEL : 050-3533-0350

FAX : 0568-76-7432



## 出荷センターからのお知らせ



お支払いに際してのお願い

ご注文いただきました商品のお支払いについて、銀行口座へお振り込みいただく場合、振込名義人を以下のようにご記入いただきますようお願いいたします。

『ユーザーNo.』+『ご登録ユーザー名』

(例: 12345678910 アイチタロウ)

ユーザーNoが未入力ですと、未払い金として再請求してしまう原因ともなります。ご協力をお願いいたします。

## パソコン豆知識

### 役立つ10のショートカットキー

PCの操作が効率的になるWindowsのショートカットキーを10個ご紹介させていただきます。



- (1)Alt+Tabでウィンドウの切り替え  
クリックで切替は面倒なのでおすすめショートカットキーです。
- (2)Ctrl+Tabでアプリケーション内切り替え
- (3)Windows+Dでデスクトップの表示  
裏になにか見られたくないものがあればまずこのキー。
- (4)Alt+F4でアプリケーションを閉じる
- (5)Ctrl+Wでウィンドウ・タブを閉じる
- (6)Alt+GでGoogleツールバー検索ボックスに移動
- (7)Alt+Dでアドレスバーへ  
閲覧中にURLを貼り付けたい場合に便利なキー。
- (8)Alt+←で「戻る」、Alt+→で「進む」
- (9)Ctrl+Pでパポッと印刷
- (10)Ctrl+Tで新しいタブを追加する

もし機会があればどんどん使ってみてください。慣れてしまえばスマートなPC操作が可能なので他にもいろいろ調べてみてはどうでしょうか。

## Staff Comment

海鮮丼を食べたくて近江町市場にいつてきました。どのお店も長蛇の列、食券を購入して名前を書いて店の前で待つことに。するとこのシステムがわからない外国の方がきょろきょろ..日本語しかわからない私は身振り手振りでもうにか説明しました。(近藤)

周りに美味しいもの好きが集まっており、食情報は充実しています。最近のブームは、赤坂離宮のあんかけラーメン、大阪王将の餃子、主人が仕入れてくれる崎陽軒のシュウマイを揃えることです。冷蔵庫・冷凍庫にあるだけでとっても安心です!(坂口)

# 2015年9月の「台帳」オススメ処理

【台帳とは・・・】 労務管理業務の流れを徹底的に意識して構成されたシステムです。 導入価格105,840円 年間保守48,600円

## 算定基礎の結果を個人情報データに反映させる



9月からの社会保険は、算定基礎で確定した標準報酬月額で計算します。算定基礎届で確定した標準報酬等級は、事業所台帳のツールボタンから、ボタン一発で個人情報データに反映させることができます。（この作業を行うと従前の等級で社会保険料が計算できなくなってしまうので、従前等級を利用する案件が無くなってから行なってください。）算定基礎届の保存データに7月、8月、9月の月変対象者が含まれている場合、除外して反映させるのがポイントです。

【反映方法】事業所台帳  
→ツール→標準報酬更新  
→読み込

## 社会保険料変更のお知らせ帳票を作成



社会保険料のお知らせは間違いのないよう確実に行わなければなりません。そして、この頻繁に行われる社会保険の変更を、事業主にも被保険者にもわかりやすくお知らせすることも大切なことです。処理ソフト「保険料通知」はこの社会保険料のお知らせを「簡単かつ正確に」事業主と被保険者の保険料の通知を作成します。従前と新しい保険料を対比させて表示できるため、会社にも本人にもその変更の内容やどれくらい変わったのかわかりやすい形で出力することができます。また、お知らせ帳票はPDF出力が可能です。給与計算業務を受託していない事業所や、取り急ぎ社会保険料の金額をお知らせしたい事業所、毎月訪問していない顧問先などにもメールの添付ファイルで気軽にご案内でき、顧問先からの信頼度アップに役立ちます。

処理ソフト「保険料通知」  
の起動方法  
事業所台帳→全ての処理  
ファイル→グループ  
「社会保険関係」→「保  
険料通知」

## 9月は「障害者雇用支援月間」。障害者法定雇用人数のチェック



2010年7月より改正障害者雇用促進法が施行されました。障害者雇用納付金制度の対象は常時雇用労働者数201人以上の企業に拡大し、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者も0.5としてカウントします。2010年の改正で、新たに障害者雇用納付金制度の対象となる中小企業（常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主）は、納付金の減額特例が適用され、不足する障害者1人あたり月額5万円の納付金が1人月額4万円になります。（平成22年7月から平成27年6月までの5年間）しかし、障害者雇用納付金は罰金ではなく、納付金を支払っても障害者の雇用義務を免れるものではありません。事業主が障害者雇用率を達成し、雇用した障害者が職場で能力を發揮できるようにするための助成金もあります。台帳の全事業所を対象にした雇用保険被保険者人数チェック機能で顧問先の従業員人数を確認し、障害に関連する助成金とあわせてご案内してみたいはどうか。

【雇用保険被保険者人数チェック】  
台帳起動画面→検索抽出→年齢  
→被保険者数  
【障害者のための助成金】  
特定就職困難者雇用開発助成金  
障害者雇用ファーストステップ奨励金  
精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用加算奨励金  
精神障害者雇用安定奨励金  
発達障害者雇用開発助成金  
難治性疾患患者雇用開発助成金  
重度障害者等多数雇用施設設置等助成金  
特例子会社等設立促進助成金  
障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金